

第3節 アレルギー疾患対策

■ 現 状

- アレルギー疾患は、気管支ぜん息やアトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎等、種類や病態が多様な慢性疾患であり、長期にわたって適切な治療と自己管理が必要です。
- 都が実施した「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査」（令和元年度）では、3歳児までに何らかのアレルギー疾患に罹患していると診断された子供は約4割で、食物アレルギーは平成11年度の調査開始（5年おきに調査実施）から依然として高い傾向にあるものの、初めての減少となりました（前回調査に比べ、増加傾向にあった食物アレルギーは2.2ポイント減少）。
- 都内における花粉症の有病率は上昇傾向にあります。都が実施した「花粉症患者実態調査」（平成28年度）では、都民の48.8%が花粉症であると推計され、調査方法の変更により単純に比較はできませんが、10年前の前回調査の28.2%から大幅に増加しています。
- 平成27年12月に「アレルギー疾患対策基本法」が施行され、平成29年3月にアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針が策定されました。都はアレルギー疾患対策基本法に基づき、これまでの取組や課題を整理し、アレルギー疾患対策を総合的に推進するため、平成30年3月に「東京都アレルギー疾患対策推進計画」を策定し、この中で施策の方向性を以下の3つの「施策の柱」に整理しました。①適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進②患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備③生活の質の維持・向上を支援する環境づくり。
- インターネットなどにあふれている情報の中から正しい情報を選択することは容易ではなく、またアレルギー疾患はその種類や病態が多様であることから、適切な医療を受けるためにも、患者がその状態に応じた適切な医療を等しく受けられるようにすることが必要です。また、花粉の飛散状況や予防方法、室内アレルゲンの低減策等、自己管理に役立つ情報や生活環境の改善方法を分かりやすく都民に提供することが必要です。都は、上記①の取組として、平成29年にポータルサイト「東京都アレルギー情報 navi.」を開設し、アレルギーに関する情報を提供しています。また、都ではアレルギー疾患をめぐる現状等を踏まえ、「東京都アレルギー疾患対策推進計画」を令和4年3月に改定し、取組を進めています。



- 保育所・学校等、子どもが生活を送る施設で、給食等による食物アレルギーによる事故を起こさないためには、関係者が給食についての情報を共有し、日常管理だけでなく、アナフィラキシー*¹が発生した等の緊急時に適切な対応ができることが必要です。保健所では、療育支援や教育等で対象児に関わっている関係者を始めとした各層を対象に、食物アレルギーをテーマにした講演会を実施しています。
- 圏域各市では、住民向け講演会・アレルギー教室の開催、学校向けのアレルギー対応マニュアル作成、学校等職員向け講習会・エピペン投与シミュレーション研修の実施などに取り組んでいます。

■ 課 題

- 1 アレルギー疾患に対する正しい情報を選択できるよう、情報提供のあり方を考えるとともに、医療及び相談体制等を整備する必要があります。
- 2 食物アレルギー予防対策を充実させるとともに、アナフィラキシーなどが発生した時の対応力の向上が必要です。
- 3 適切な自己管理のための情報提供や、生活環境を改善しリスクを低減させることが必要です。

■ 今後の取組

1 アレルギー疾患に対する正しい情報提供と多様な相談への対応

<保健所>

- 市及び保育園・学校等の関係者に対し、適切な情報提供や研修会等を行い普及啓発に努めます。
- 東京都アレルギー情報 navi.等を活用し、最新の情報を住民等へ提供します。
- 健康安全研究センターと連携し、適切な情報提供や講演会を実施します。

<市>

- 乳幼児健診等を通じて相談・情報提供に努めます。また、講演会等を通して、住民等への普及啓発に努めます。

<関係機関>

- 各医療機関は、患者の状態に合わせた適切な医療を提供します。

*¹ アナフィラキシー：アレルギー症状が皮膚、消火器、呼吸器など2臓器以上に出現した状態をアナフィラキシーと呼ぶ。アナフィラキシー症状が進行し、血圧が下がり始めた状態がアナフィラキシーショックである。この状態になると意識がもうろうとするなど、生命の危機が伴う。

2 食物アレルギー予防対策の充実、発生時対応力の向上

<保健所>

- 市及び保育園・学校等の関係者に対し、食物アレルギーに関する情報提供を行い、普及啓発に努めます。
- 食品衛生講習会等を通して食物アレルギー物質の適正表示を指導し、食品関係事業者の意識の向上を図ります。また食品衛生監視指導計画に基づき、アレルギー物質の適正な表示と製造時の混入防止について監視指導を行います。

<市・関係機関>

- 食品関係事業者は、アレルギー物質の表示を適切に行うとともに、食物アレルギー患者が安心して利用できるよう、対面販売食品についてアレルギー物質の情報提供等に取り組みます。また、市及び食品衛生協会は、保健所と協力して関係者の食物アレルギーの取組を支援します。
- 給食施設での食物アレルギー対策を推進します。
- マニュアル等を活用し、緊急時における対応力の向上を図ります。

3 花粉症対策の推進、生活環境が及ぼす影響に関する知識の普及

<保健所>

- 花粉の飛散状況を継続的に観測し情報提供します。また、花粉症の予防・治療に関する普及啓発を充実させます。
- 「健康・快適居住環境の指針」（平成 28 年度改定）を活用し、アレルギーや増悪因子の除去・軽減対策など、室内環境対策に関する相談・情報提供に努めます。

■ 評価指標

指標	現状	目標
アレルギー疾患等に関する情報提供及び普及啓発	(保健所) ・アレルギー教室：1回(94名) ・ホームページ・情報誌による広報：2回 (市) ・講習、講演会開催：4市 ・研修・訓練実施：1市 ・リーフレット配布：3市	充実する

参考

- 1 東京都アレルギー疾患対策計画推進計画（令和4年3月）東京都福祉保健局